

事務連絡
令和4年12月27日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部
企業主導型保育事業等担当室

企業主導型保育施設における業務継続計画等について

令和4年11月30日に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第92号）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。

つきましては、別添のとおり認可外保育施設を対象として事務連絡が発出されましたので、企業主導型保育施設に対し、周知いただくようお願いします。